(目的)

第1条 この規則は、スポーツ、文化その他の分野で活躍し、本市の誇りとして広く市民から敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えた者及び団体に対して、山口市民栄誉賞 (以下「市民栄誉賞」という。)を授与し、その栄誉をたたえることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 市民栄誉賞を受けることができる者及び団体は、市長がこの規則の目的に照らして表彰することが適当であると認める者及び団体とする。

(表彰の方法)

- 第3条 表彰は、市民栄誉賞を授与して行う。
- 2 市民栄誉賞は、表彰状とする。
- 3 表彰に当たっては、記念品等を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

(業績の公表)

第5条 市民栄誉賞を授与された者及び団体は、市民栄誉賞表彰台帳にこれを登載すると ともに、山口市報に登載して公示する。

(表彰の事務)

第6条 表彰に関する事務は、総務部職員課において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。